

四・兵要地誌類関係資料の解題

源 昌久

1 はじめに

筆者(源)は、本章において渡辺正氏所蔵資料の内、「兵要地誌に関する資料」について解題を試みたい。「兵要地誌」の内容は、一般読者にとってあまり馴染みのないものではなかるか。兵要地誌(理)(Military Geography)(1)は、基本的に戦略・作戦と結びつき、事前の準備・用意の役目を果たす応用地理学といえよう(源 二〇〇〇、三八)。兵要地誌(理)の研究・調査結果の成果を整理し、まとめた資料は、「〇〇(地域名)兵要地誌概説」、「〇〇兵要地誌資料」、「〇〇兵要地誌調査報告」などの名称が内容・調査法の異同により付されている。様々の名称を一括して示す用語として兵要地誌類を本章では用いる。

対象としている主題は、兵要地誌をはじめとし、兵要航空、兵要気象、兵要衛生、作戦用地図などがあげられる(源 二〇〇〇、三七―三八)。ただし、本解題では作戦用地図(兵要地誌図)には言及しない。この点については今後の課題としたい。

ここ数年、筆者はわが国における軍事と地理学との結びつきに関する考察を行い、研究論文を発表している(源 二〇〇〇、源 二〇〇二、源 二〇〇四)。その過程において論考のひとつの目的は、兵要地誌類がどのような調査要領・マニュアルを根拠にして調製(作成)されているのかを解明することであった。現在までに左記のような六点のマニュアルを

見出し、検討を加えた(刊行年順)。

- (一) 関東軍司令部「著」『兵要地誌資料調査規程』(一九三六年二月刊)
(以下、『調査規程』と略す)
- (二) 関東軍参謀部「著」『関東軍兵要地誌調査参考書』(一九三六年六月刊)
(以下、『地誌調査参考書』と略す)
- (三) 関東軍司令部「著」『昭和十三年度関東軍兵要地誌調査計画』(一九三八年二月刊)
- (四) 北支那方面軍司令部「著」『昭和十五年度北支那方面軍兵要地誌調査計画』(一九四〇年刊)
- (五) 大本営陸軍部「著」『兵要地理調査参考諸元表(其ノ一)』(一九四五年五月刊)
(以下、『参考諸元表』と略す)
- (六) 石井部隊 井上少佐「著」『教育資料 兵要地誌調査研究ノ着眼』(出版年不明)

渡辺氏の所蔵資料を調査する段階で、靖国偕行文庫(2)を訪問した。文庫の蔵書目録(冊子体)を検索すると、大本営陸軍部「著」『兵要地理資源調査報告例規』(一九四四年五月刊)(以下、『報告例規』と略す)(本章では靖国偕行文庫所蔵本を示す)を偶然に見出した。『報告例規』は、筆者が兵要地誌類調製(作成)のための調査要領・マニュアルを考察している中で、タイトル(正確には近似)のみを存知し、現(原)物資料を見出せなかったもののひとつである。本書を閲覧すると、渡辺正氏の蔵書印(図1)、偕行社の寄贈者印(図2)および渡辺氏によると推測される書き込みが文中に見られた。

渡辺氏所蔵資料の内、「兵要地誌類に関する資料」についての解題を



図2 偕行社の寄贈者印
*本章末の注2を参照



図1 渡辺氏の蔵書印
「渡邊蔵書」

担当する者としてさらに、今までの研究経緯から渡辺氏の手沢本と思われる『報告例規』に注目したい。本章では、渡辺氏所蔵資料の内、「兵要地誌類に関する資料」の解題と併せて『報告例規』の考察を試みたい。

2 渡辺氏所蔵の兵要地誌類について

本節では、渡辺氏所蔵資料に関して高木勲が「兵要地理資料集録（渡邊正氏資料）解説」中（本書第六四―六六頁）において言及された事項に重複しないように兵要地誌類関係資料についてのべてみたい。

資料番号四 ―「兵要地理調査ニ関スル回答資料」

本資料は、標題の文書（陸軍）の用箋一枚の他に「兵要地理調査ノ要領」（同三枚）、「兵要地理的研究資料ノ発刊物ノ概要ニ就テ」（同二枚）、

「兵要地誌調製書類目録ノ一例」（同四枚）から構成されている。

資料番号四―一は、連合国軍総司令部（GHQ）からの質問に対する渡辺氏自身の回答である。

「兵要地理調査ニ関スル回答資料」

文書中の「連合軍最高」司令部防諜部（C・I・S）宛（「マツシユース」少佐「ラライ」少佐）について機関名、生没年、経歴の調査を行った。「連合軍最高」司令部防諜部はおそらく「連合国最高司令官幕僚部の民間諜報局（Civil Intelligence Section (CIS)）」であろう。「マツシユース」少佐「ラライ」なる人物については現時点で不明である。

「兵要地理調査ノ要領」

文書中の（一）前言の文言は、『報告例規』第九頁の第二篇兵要地理

第一章通則の一、二と同様である。

(二)の一の文言の出典は不明である。二の1および2は、『報告例規』第十一頁第二篇 第二章用兵的觀察の第二節・第三節の節見出しおよびその内容と同じである。3の文言の出典は不明である。

(三)の兵要地理調査諸要目 其一の文言は、『報告例規』第二篇第三章から第十一章の章・節・款の各見出しとほぼ同様の構成である。其一の文言は、『報告例規』の第三篇兵要資源及経済状態 第一章兵要資源の「調査種目」第三節総動員用資源(第五九―六二頁)中の(調査種目)、第四節工場及事業場(第六三頁)および第二章経済状態(第六八―七一頁)の第二節の(小)見出しに類似していると思われる。

「兵要地理的研究資料ノ発刊物ノ概要ニ就テ」

本資料中、筆者にとり注目すべき点は、(B)「支那關係」中に記載されている兵要地誌類の配布先に関する記述である。渡辺氏は「各省兵要地誌」について師旅団まで、「作戦地誌資料」について中隊までに配布されたと記している。筆者の調査の範囲では必ずしもこのようには見受けられなかった。例えば、関東軍参謀部「著」『滿洲北部孫吳辰清間兵要地誌調査報告』(一九三八年七月刊(4))は、作戦地誌資料に相当すると思われる。本報告に記載されている配布先は「陸軍省一 参謀本部二」である(関東軍参謀部 一九三八捺印ノンブル〇〇六九)。作戦地誌資料の配布先(配布区分)が資料にしばしば記載されている。それらを点検すると、渡辺氏の見解と必ずしも一致していない資料が散見する。

「兵要地誌調製書類目録ノ一例」

本リストは、渡辺氏の記憶および同氏の手元にある資料で作成されて

いる。筆者の調査の範囲では、其一支那に記載されている資料の刊行年は、一九二七年から一九四四年までである。其二・其三に記載されている大部分の資料は、筆者未見である。

資料番号五 一「日本本土兵要地誌調査要領に対する私見」

一九四九年六月付けで第一復員省における上司へ提出した文書とのものである。敗戦後、約四年を経過していることになる。なぜこの時期に日本の本土についての兵要地誌調査要領に関する考え方を自国の官庁に提出したのであるうか。渡辺氏は(二)の二中で「戦争並びに作戦指導上……ことが必要である。」とのべている。

この文言は、『報告例規』第二篇第一章通則一(第九頁)と近似している。

(一)の一、(二)、(三)は、典拠の文献を見出すことができなかつた。(三)に記載されている意見は、重要である。

資料番号五 二「兵要地誌保管目録」

本目録(リスト)に掲載されている資料五十点中、二十二点は資料番号四―一中の「兵要地誌調製書類目録ノ一例」に既に掲載されている。

資料番号五 三「兵要地誌調査要目」

本資料の原本(手書き)のコピーには表紙に「兵要地誌調査要目」と記されている。本文のはじめの文言には、「兵要地誌調査要領ノ参考」と記載されている。

内容全体が『報告例規』と類似している。類似点についての検討は後述する。

資料番号五 四「調査要項」および資料番号五 五「別冊 作戦に關

する地理的重要事項」

資料番号五―四については、渡辺氏は二〇〇四年一月二八日に開催された編集会議の席上、渡辺氏自身が執筆したものと発言された。資料番号五―五について、同氏は同会議の席上、単に保管していた資料であるとのべられた。

両資料共にほとんど見出しのみを列挙し、内容を詳述していない。両資料を比較すると、近似している部分を見出すことができる。しかし、異なっている点も見出される。

資料番号五―四には第一章 第二節用兵的観察、第四節 海岸防備など兵要地誌において対象とする事項がいくつか見られる。

資料番号五―五には第二章用兵的観察、第三章の八 水中聴音及び泉水に関する状況など兵要地誌において対象とする事項がいくつか見られる。本資料の巻末に「(省略)」との記載がある。これは、他の文献を引用して作成された資料のためか。

資料番号五 六「兵要日本地理総目次」

本資料は対象地域を日本に置いている。このことは他の資料と異なっている。第一章の小見出し中に「用兵的観察」、「各章共にその軍事的特性を述べ且つ調査事項中の主なるものにつき詳述する(以下同じ)」なる文言が記載されている。しかし、見出しのみの列挙なので、内容についての検討は難しい。

3 『報告例規』と渡辺氏所蔵資料との比較

1 『報告例規』

『報告例規』というタイトルが他のマニュアルに記載されている事例を紹介しよう。

(一) 『調査規程』

本資料の第一総則の七において「調査並報告様式ハ兵要地理並国防用資源調査報告例規ニ依ル外別冊関東軍兵要地誌調査参考書ニ依ルモノトス」(関東軍司令部 一九三六、三二(傍点筆者)と記されている。『調査規程』は関東軍の兵要地誌的作戦準備資料の調査報告を調製する際に活用された。筆者は、本資料が細目を規定するのではなく、全体を通じて準備行動向けの総論的性格が強いように思える(源 二〇〇四、二〇八)。

文言中の資料名は「並国防用」が付加されている。参謀本部(件名)「兵要地理並国防用資源調査報告例規一部改正之件(5)」においても「並国防用」が付されている。この資料に「昭和十年十五日調製兵要地理並国防用資源調査報告例規：」との記載がある。『調査規程』の刊年、一九三六年をも勘案すると、『兵要地理並国防用資源調査報告例規』は一九三五年にはじめて調製されたものとみなしてよいであろう。

『報告例規』の例言に「昭和十三年二月一日参謀本部調製兵要地理資源調査報告例規ハ之ヲ廢止ス」(大本営陸軍部 一九四四、「表紙裏」)と記載されている。これらの点から一九三六年三月から一九三八年一月までの期間に『兵要地理並国防用資源調査報告例規』は「並国防用」が削除され『兵要地理資源調査報告例規』に名称変更がなされたのではな

かろうか。理由については現時点では不明である。

(二)『地誌調査参考書』

本資料に「本書以外ノ事項特ニ国防用資源及占領地統括資料ノ調査ニ関シテハ調査報告例規ニ依ルヲ要ス」(関東軍参謀部 一九三六、一)と記されている。「調査報告例規」は『兵要地理並国防用資源調査報告例規』あるいは『報告例規』であろう。

『地誌調査参考書』は、兵要地誌調査のために必要と思われる事項を収集し記載するためのマニュアルである。

『報告例規』の書誌的データをつぎにのべてみよう。

(出版地)「東京」 (出版者)「大本営陸軍部」

(頁数)例言「二頁」 目次第一頁―第三頁 「本文」第一頁―第八

六頁 附图「二」図 附表「八」枚、(大きさ(高さ))十五センチメートル

チメートル

(機密度に関する語句) 極秘

(内容) 構成

第一篇 総則

第二篇 兵要地理

第一章通則 第二章用兵の觀察 第三章地形及地質 第四章氣象

第五章交通 第六章通信 第七章航空 第八章衛生 第九章住民

地及住民 第十章宿營及給養 第十一章要塞

第三篇 兵要資源及經濟狀態

第一章兵要資源 第二章經濟狀態

第四篇 占領地統治資料

第一章住民、教育、思想及宗教 第二章行政及司法 第三章財政經濟並ニ資源獲得 第四章交通及通信 第五章宣伝 第六章外國勢力

附图第一 兵要地誌図式

附图第一 河北省内資源生産消費及流動景況図

附表第一其ノ一 度量衡概見表

附表第一其ノ二 蘇聯邦度量衡

附表第一其ノ三 滿洲国新度量衡概見表

附表第二其ノ一 氣象統計表(自一九〇六年至一九二八年) 二三年間統計

附表第二其ノ二 六月高層氣象統計表(自一九三一年) 一年間

附表第二其ノ三 地上風向頻度百分率

附表第三 某地方 作戰用資源(總動員用資源) 調査表

附表第四(何地) 運搬材料調査表

本書の用途は例言に、「本例規ハ兵要地理、資源及經濟狀態並ニ占領地統治ノ基礎タルベキ重要事項ニ就キ軍司令部(之ニ準ズル調査機關)ノ調査並ニ報告要領ニ関シ一般ノ基準ヲ示シタルモノトス…」(大本営陸軍部 一九四四、表表紙裏)と記されている。つまり、例言および(内容)からも推察できるように、兵要地理、資源・經濟狀況、占領地統治についての重要な情報に関する調査および報告要領のためのマニュアルである。

本書の内容に関するひとつの特徴は、占領地統治資料(第四篇)に関する記事が掲載されていることである。このような記事は、現在までに見出した六点のマニュアル中には記載されていなく、独自である。なお、

本土上陸防御用の国内兵要地誌向マニュアルに関しては、『参考諸元表』がある(源 二〇〇〇、三八)。本土上陸防御用の国内兵要地誌類例として、『大島(6)』他に資料番号四―一中の「兵要地誌調製書類目録―一例」の其四、日本本土に掲載されている書物(筆者未見)がある。渡辺氏によると思われる『報告例規』への書き込みのいくつかを紹介する。

- (a) 第一頁 篇見出し「第一篇 総則」の上に「兵要地誌□□要領」と鉛筆による書き込み。
- (b) 第四十八頁 篇見出し「第三篇兵要資源及経済状態」が二本の赤線で抹消され、「二」(赤字)が付されている。さらに、「第一章兵要資源」の「第一章」が一本線で抹消されている。
- (c) 第三篇第一章の第五十一―五十一頁 「様式附表…」が全て一本線で抹消されている。
- (d) 第七十九頁 「第四篇 占領地統治資料」の箇所の上に「以下全部不要」が赤字で書き込みされている。

2 『報告例規』と渡辺氏所感資料との比較

『報告例規』と資料番号四―一中の「兵要地理調査ノ要領」・五―一「日本本土兵要地誌調査要領に対する私見」との比較同定については既述のとおりである。

ここでは資料番号五―三「兵要地誌調査要目」との同定識別を試みたい。『報告例規』の(内容)構成(本書第四八頁)と資料番号五―三の篇・章見出しとを比較してみよう。『報告例規』の篇数が一篇分、多い(総則

があるので)。「報告例規」第二篇第九章の見出しが「都邑」(第一篇第九章)と変更されている(7)。これらの点を除けば同じである。

資料番号五―三においては第四篇以下が記載されていない。これは、『報告例規』中の渡辺氏によると思われる書き込みの (d) と符合する。

資料番号五―三の第二篇第一章の「作戦用資源調査表」の下に唐突に「様式附表第三」と記載され、他の調査表の下には指示がない。これは(c) に符合する。

資料番号五―三の第二篇第一章の第一・二・三・四節における各々の見出しの後に「本文略」(計四箇所)と記載されている。これは原拠とする資料が存在していることを示すのではなからうか。

両資料の款以下の内容記述もほとんど同じである。

本資料の作成経緯を高木は、「…渡辺氏の発案で地理学者に作成させた。」(本書第六五頁)と記している。前述の点から資料番号五―三は『報告例規』の第二篇および第三篇に拠っている。部分的に省略した箇所がみられるが、ほぼ全面的に『報告例規』を引き写したものと判断してよいであろう。

4 おわりに

「兵要地誌に関する資料」の内、資料番号五―三が、戦中と戦後数年間において軍隊と地理学との関連上、いかなる関係にあったかを知る上での手掛りを提供することを述べて、本章の結語に代える。

資料番号五―三「兵要地誌調査要目」の作成経緯について、高木は「折角企画した本土の兵要地誌も、敗戦で日の目を見る事ができなかった。何とかこの思想と遺産を後世に遺さんと渡辺氏の発案で地理学者に作成させた。・・・連合軍司令部にも提出された」（本書第六五頁）とのべている。原本（日付不詳）のコピーでは「参謀本部 渡辺少佐記述」と表紙に自筆（推量）で書き添えられている。本章三で筆者がのべたように、資料番号五―三の構成・内容は、『報告例規』の部分を原拠としている。『報告例規』は、戦中に大本営陸軍部において調製されたものである。遡及すれば、一九三五年「参謀本部」が調製した資料にまで到達する可能性がある。戦前に作成された兵要地誌資料が間接的に連合軍司令部（GHQ）に提出されたことになる。

両資料（本文^{テキスト}）の差異を検討する際、どの箇所が加除されたのかわを見極めることが必要である。そのことから作成者の特質や意識を読み取ることができる。

資料番号五―三は、『報告例規』の第一篇、第四篇、附図および附表を全て削除している。『報告例規』の本文（図・表を除く）中、約八割（総頁数八六頁中七〇頁）が引き写されて、約二割が削除された。既述したように削除の箇所内、第四篇つまり占領地統治資料に関する内容は、固有のものがある。

敗戦後、占領地を失った国にとり、占領地統治資料に関する地理的知識は無用となったのである。一方、占領側（GHQ）にとり戦時中の日本軍の統治方針を知る上でも、それは有用な情報ではなからうか。削除部分は資料番号五―三の作成者の選択にかかっていた。作成者がある意思

をもって削除したという考え方ができないであろうか。戦中と戦後における兵要地誌（理）資料の記載内容の連続・不連続を検討することは、当時の地理思想を窺う時にひとつのヒントとなるであろう。

注

(1) 防衛庁防衛研修所戦史室は、「兵要地誌」を「作戦・軍事上の見地から、必要な地形・地勢・気象。人文・産業産物等に関する調査及び研究を行った資料を書類としたもの。」と定義している（防衛庁防衛研修所戦史室 一九八〇、三八四）。ここでは、地理学との関連について直接的に触れていない。

(2) 本文庫は、一九九九年十月、東京都千代田区九段北三一一一 靖国神社内 靖国会館一階に開設された専門図書館である。蔵書構成は、日本近代軍事史、神道関係の図書・資料が主体である。渡辺氏旧蔵資料は、偕行社（陸軍将校OBの親睦団体）に一旦、寄贈された後に本文庫へ奉納されたものである。

(3) 「C・I・S」は、Counter Intelligence Section（アメリカ太平洋陸軍幕僚部）の頭字語とも考えられるが、ここでは連合国最高司令官幕僚部の民間諜報局であろう。

(4) 本報告は、アジア歴史資料センター データベースに収録されている。レファレンスコード：C20010033834である。

(5) 本資料は、アジア歴史資料センター データベースに収録されている。レファレンスコード：C20010042013である。

(6) 本書の書誌的データはつぎの通りである。

(責任表示) 参謀本部

(出版地) 「東京」

(出版者) 「参謀本部」 一九四四年三月刊

(頁数) 「本文」三八頁 「附图」二〇図 (大きさ(高さ)二二センチメートル (伊豆諸島兵要地誌資料其ノ一)

(機密度に関する語句) 極秘

本書の一、判決「結論」の項に「野増村間伏北方砂浜ヲ敵舟艇群上陸ニ対スル重点準備地トナシ島内ノ他所ニ一部上陸シタル際ニ於テモ波浮港ヲ確保シ以テ敵ノ基地設定ヲ挫折セシムルヲ要ス」(参謀本部 一九四四、一)と記されている。このような目的にそって本書は調製されている。

(7) 本書には表記されていないが、原本コピーを見ると、「第九章 住民地及住民」(手書き)が線で抹消され、「都邑」と記入されている。

文献

関東軍参謀部 一九三六、『関東軍兵要地誌調査参考書』関東軍参謀部。

関東軍参謀部 一九三八、『満洲北部孫吳辰清間兵要地誌調査報告』関東軍参謀部。

関東軍司令部 一九三六、『兵要地誌資料調査規程』関東軍司令部。

参謀本部 一九四四、『大島』参謀本部。

大本営陸軍部 一九四四、『兵要地理資源調査報告例規』大本営陸軍部。

大本営陸軍部 一九四五、『兵要地理調査参考諸元表(其ノ一)』大本営陸軍部。

防衛庁防衛研修所戦史室 一九八〇、『陸海軍年表』付・兵語・用語の解説』朝雲新聞社。

源 昌久 二〇〇〇、わが国の兵要地誌に関する一研究―書誌学的研究、空間・社会・地理思想 五、三八―六一。

源 昌久 二〇〇二、石井(七三二)部隊と兵要地誌に関する一考察―書誌学的研究、淑徳大学社会学部研究紀要、三六、二〇九―二二九。

源 昌久 二〇〇四、関東軍の兵要地誌類作成過程に関する一考察、書誌学的研究、淑徳大学社会学部研究紀要、三八、二〇三―二二八。